

告 示

埼玉県告示第五十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

市町村システム共同クラウド化業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

(4) 履行場所

埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により、また「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。なお、格付は開札時に取得している格付によること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム課県民サービス・システム共同化担当 有山、新井 電話 048-830-2284（直通） 電子メールa2290-13@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札説明会

ア 入札説明会の場所及び日時

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階 会議室 令和元年5月29日（水）午後2時

イ 参加手続

参加を希望する者は、令和元年5月28日（火）午後2時までに上記(1)の電子メールへ連絡すること。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月4日（木）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月3日（水）午後4時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月3日（水）午後4時まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム課 令和元年7月4日（木）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年6月19日（水）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行い、入札説明書の技術評価項目書の必須項目を全て満たした提案をした者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法により落札者の決定をする。

なお、技術評価項目書の項目等は、別記「落札者決定基準」のとおりである。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を

行った者を落札者とするか否かを決定する。))。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和元年6月5日(水)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Conversion of the Saitama Municipal Shared Information System to a Cloud-based System

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:30 a.m., July 4, 2019

By registered mail or in person: 4:00 p.m., July 3, 2019

(3) Contact Information:

Information Systems Division, Department of Planning and Finance,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2284

E-mail:a2290-13@pref.saitama.lg.jp

別記

落札者決定基準

No.	技術評価項目	提案書記載事項	必須	上限配点	
1.共通事項					
1	1.1.1. 基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の略歴、経営規模、主な事業内容について記載すること。（具体的な社名や所在地は伏せること） ・過去の実績など、本業務の実施に当たり提案者が有する強みについて具体的に提示すること。 ・本件に有益な資格や認証、認定を有している場合は記載すること。（有益とする根拠の説明をすること。） ・本事業の全体像及び本調達の対象範囲となるプロジェクトへの理解について記載すること。 ・上記の理解を踏まえ、それぞれのゴールとプロセスについて、具体的に記載すること。 	○	50	
2	1.1.2. プロジェクトの推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者、本県双方の体制図を示すこと。 ・プロジェクト管理者等の主要な構成員について提示すること。 ・上記メンバーの氏名、役割、責任を明記するとともに、これまでの業務経歴と取得資格を記載し、スキル要件を充足していることを示すこと。また、再委託の予定がある場合は、再委託先の者についても体制図に記載すること。 ・事業の推進に当たり、機能制約や懸念事項がある場合は、その具体的な解決方法を説明すること。 	○	50	
2.基本的業務					
3	2.1. 基本業務	2.1.1. 事業全体の企画	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に対する提案者自身の理解に基づき、本県及び県内市町村等が手に入れる情報システム基盤の全体像について提示すること。 ・上記については、仕様書で提示される課題解決の方向性に沿って本県の目的がどこまで達成される見込みなのか、可能な限り数字を使い具体的に記載すること。 	○	50
4		2.1.2. プライム事業者としての業務	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の関係事業者の協業によるサービス提供を円滑に行うため、プライム事業者としてどのようにプロジェクトに取り組むのか具体的に説明すること。 ・共同クラウド基盤に係る各事業者からのサービス提供を取りまとめる一元化し利用団体に提示するものとして、サービスメニューと単価表のサンプルを作成し、提示すること。この単価表サンプルは後述する「利用料シミュレーション」で使用するとともに、別途締結する実際のサービス利用に係る契約における単価の上限となるので、十分に留意すること。 	○	50
5	2.2. 技術的支援業務		<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に提示されたそれぞれの業務の遂行に当たり、提案者が考える具体的な場面と技術的支援の内容について例を挙げて説明すること。 ・上記の業務を遂行するための体制とその規模等についても具体的に記載すること。 	○	50
3.共同クラウド基盤の整備					
6	3.1. 業務内容	3.1.1. 共同クラウド基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・構成クラウドを「性能重視型」「価格重視型」の2つに分類した上で、それぞれの提供事業者及び利用サービスについて具体的に提示すること。 ・構成クラウドの相互接続によるマルチクラウドサービスの具体的な実現方法と作業内容について説明すること。 	○	50
7		3.1.2. 基盤上のネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想ネットワークサービス又はその代替サービスの提供方法について、どのように実現するのか具体的に説明すること。 ・上記については、特にサービスの提供事業者による整備業務とサポートデスク事業者の運用業務の責任分界点について説明すること。 	○	50
8		3.1.3. 運用支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に示す共同クラウド基盤の運用支援機能の要件を実現できるよう、具体的な導入計画を提案すること。 ・上記のうち、令和元年度のパイロット運用時に利用する機能については、パイロットシステムの稼働前に実装しておくこと。 ・運用支援の具体的な機能・実装予定時期・初期費用及び稼働後の利用料について提示すること。 	○	50
9	3.2. サービス提供内容	3.2.1. 共同クラウド基盤の技術要件	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の技術要件の各項目を全て満たしていることが分かるよう、クラウドサービスの構成及びその実装について具体的に示すこと。インターネット系/LGWAN系/マイナンバー系、公開系/業務系など、どのような方針でセグメントやクラウドサービスを使い分けていくか、方針を示すこと。 ・上記に当たっては、仕様書「5 情報セキュリティ対策要件」を考慮すること。 ・本事業における共同クラウド基盤を整備するに当たり、仕様書に記述された要件に加えるべきと考えるものがあればこれを補完し、積極的に提案すること。 	○	50
10		3.2.2. 基盤上のネットワークの技術要件	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の技術要件の各項目を全て満たしていることが分かるよう、基盤上の仮想ネットワーク又はその代替サービスの構成及びその実装について具体的に示すこと。 ・上記に当たっては、仕様書「5 情報セキュリティ対策要件」を考慮すること。 ・マルチテナント・マルチユーザーでネットワークの共有と分割をそれぞれ同時に実装するための手段については、特に詳細かつ具体的に説明すること。 ・DMZについては、仮想サーバーの構成と配置に係るポリシーを例示しながら、具体的に説明すること。 ・本事業における共同クラウド基盤を整備するに当たり、仕様書に記述された要件に加えるべきと考えるものがあればこれを補完し、積極的に提案すること。 	○	50

No.	技術評価項目		提案書記載事項	必須	上限配点
4. 県域プライベートネットワークの整備					
11	4.1. 業務内容	4.1.1. ネットワークの設計・構築	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の業務要件の各項目を全て満たしていることが分かるよう、ネットワークの設計方針について具体的に示すこと。 上記のうち、特にスケールアウトの具体的な方法について詳細に説明すること。 設計方針を示すに当たっては、仕様書「5 情報セキュリティ対策要件」を考慮すること。 本事業における県域プライベートネットワークを整備するに当たり、仕様書に記述された要件に加えるべきと考えるものがあればこれを補完し、積極的に提案すること。 	○	50
12		4.1.2. 利用団体の接続	<ul style="list-style-type: none"> 作業の具体的な内容と段取りについて説明すること。 接続作業に係る標準的な工数又は費用について例示すること。 	○	50
13		4.1.3. 運用支援機能	<ul style="list-style-type: none"> 統合基盤との直接又は間接的な手法による一元的な監視運用について提案すること。 上記のうち、令和元年度のパイロット運用時に利用する機能については、パイロットシステムの稼働前に実装しておくこと。 運用支援の具体的な機能・実装予定時期・初期費用及び稼働後の利用料について提示すること。 	○	50
14	4.2. サービス提供内容	4.2.1 県内集約拠点	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の要件に従い、適切と考えるデータセンターを選定し提案すること。 上記のデータセンターを選択した理由について明確に説明すること。 県内集約拠点の整備に当たり、仕様書に記述された要件に加えるべきと考えるものがあればこれを補完し、積極的に提案すること。 	○	50
15		4.2.2. 基盤側ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の技術要件の各項目を全て満たしていることが分かるよう、ネットワークの構成及びその実装について具体的に示すこと。 採用する実装技術のメリットとデメリット（リスク）について、情報セキュリティ対策やコスト面を含めて具体的に説明すること。 基盤側ネットワークの整備に当たり、仕様書に記述された要件に加えるべきと考えるものがあればこれを補完し、積極的に提案すること。 	○	50
16		4.2.3. 団体側ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の技術要件の各項目を全て満たしていることが分かるよう、ネットワークの構成及びその実装について具体的に示すこと。 採用する実装技術のメリットとデメリット（リスク）について、情報セキュリティ対策やコスト面を含めて具体的に説明すること。 団体側ネットワークの整備に当たり、仕様書に記述された要件に加えるべきと考えるものがあればこれを補完し、積極的に提案すること。 	○	50
17	4.3. 追加提案		<ul style="list-style-type: none"> クラウドエクステンジの導入を想定している場合は、そのサービス内容・導入時期・接続方法・費用及び費用対効果について具体的に説明すること。 その他、本事業の推進に有効と考える技術がある場合、積極的に提案すること。 		50
5. 運用に関する業務					
18	5.1. 運用計画	5.1.1. 共同クラウド基盤の運用計画	<ul style="list-style-type: none"> 導入を予定している運用支援機能の利用を前提として、盛り込むべき運用業務の最終形を提示すること。 セキュリティ水準の確保に配慮しながら運用業務の効率を上げるための工夫について説明すること。 特に統合基盤との一元的な運用イメージについて詳細に説明すること。 	○	50
19		5.1.2. 県域プライベートネットワークの運用計画	<ul style="list-style-type: none"> 導入を予定している運用支援機能の利用を前提として、盛り込むべき運用業務の最終形を提示すること。 セキュリティ水準の確保に配慮しながら運用業務の効率を上げるための工夫について説明すること。 特に統合基盤との一元的な運用イメージについて詳細に説明すること。 利用団体のCSIRT及び現行セキュリティクラウドのSOCとの連携について説明すること。 	○	50
20	5.2. 運用業務	5.2.1. パイロットシステムの運用業務等	<ul style="list-style-type: none"> パイロットシステムの稼働に対応するため必要と想定する運用業務について提示するとともに、業務実施体制とSLA案についても示すこと。 統合管理ポータル機能が備えるべき機能と守備範囲について提案すること。 	○	50
6. 利用料シミュレーション					
21	6.1 利用料シミュレーション	6.1.1. 共同クラウド基盤の利用料	<ul style="list-style-type: none"> 年間の共同クラウド基盤利用料について、想定シナリオに沿って積算し、提示すること。 上記の積算は、「2.1.2. プライム事業者としての業務」において作成した単価表サンプルを使い算出すること。また、利用団体の接続に係る作業経費については、「4.1.2. 利用団体の接続」において示した工数又は費用を基に積算すること。 年間のサポートデスク事業者に係る経費（統合基盤分は除く）について、別添の想定シナリオに沿って積算し、提示すること。 	○	250
22		6.1.2. 県域プライベートネットワークの利用料	<ul style="list-style-type: none"> 年間の県域プライベートネットワークの利用料について、想定シナリオに沿って積算し、提示すること。 上記の積算は、「2.1.2. プライム事業者としての業務」において作成した単価表サンプルを使い算出すること。また、利用団体の接続に係る作業経費については、「4.1.2. 利用団体の接続」において示した工数又は費用を基に積算すること。 	○	250
					1500